

## 6. SAJ 会員登録について

本年の登録は、8月20日より受付開始いたします。8月25日必着でお願いします。  
以降、毎月20日必着でお願いします。書類確認後、SAJへ書類を送付いたします。  
保険の申込みがある方は10月16日までに必着でお願いします。  
最終受付は、2010年5月20日といたします。  
登録用紙を同封いたしますので、各協会を通じ、会員登録手続きをお願いいたします。

SAJ会員とは、所属団体（スキークラブなど）のクラブ員で、加盟団体（SAK）を経て全日本スキー連盟へ登録されている会員のことを言います。通常の会員と一時会員に区分され、一般、高校生、中学生では、それぞれ登録料が異なります。会員登録をされた方は会員番号が与えられます。過去に他都道府県で登録された方もその番号が生きていますので、**移籍された方は必ず過去の番号を所属団体（クラブ）登録担当者にお伝えください。** 毎年、重複登録がありますのでご注意ください。また、同姓同名者の区別をするために必ず生年月日の記入をお願いします。フリガナ記入もお忘れなきよう願います。

次の方はSAJ会員登録が義務づけられております。

1. 各種有資格者（スキー・スノーボード（準）指導員、CC 指導員、競技関係有資格者、パトロール、各種検定員、SAJ 役員、SAK 役員、SAJ 競技管理登録者を含む）
2. 基礎スキー技能検定1級保持者
3. スノーボード技能検定1級保持者
4. クロスカントリー技能検定（1級受検者）

以下、各所属団体（クラブ）における登録手続きについて下記の順で説明します。

**I.一般登録(共通)** 一般・大学・その他・高校・中学生以下の登録

**II.スキー・スノーボード・クロカン指導員登録(正指・準指・功労(準) 指導員)**

**III.競技関係有資格者登録[技術・運営指導員、TD、審判員、セッター、計算員(アルペン、クロカン、スノーボード)、旗門員、飛距離審判員]**

**IV.パトロールの登録**

**V.検定員の登録**

**VI.研修会費用免除**

※通常登録後に登録される場合もしくは、保留後の登録は追加登録となり、後述いたします。

### **I.一般登録(共通)**

SAJ 会員登録は基本的に「継続会員登録」と「新規会員登録」の2つに分かれます。

**A)「継続会員登録」**は継続会員の登録です。「継続会員」とは昨年に引き続き本年も会員登録をする方で、SAJ から配布された A3 版の「継続会員登録表（退会を含む）」（以下、継続会員登録表）にあらかじめ名前がプリントされている方を言います。なお、昨年来あるいは、以前から会員登録をされている方でも、継続会員登録表にプリントされていない場合は、後述の「会員（移籍入会を含む）登録表」（以下、新規会員登録表）を使用して登録してください。継続会員も新規会員も取り扱いは同じですので、ご了承ください。

◇登録を継続する場合は○継続、を丸で囲ってください。

記載事項に、記載漏れ、誤りあるいは変更がある場合は赤で訂正して下さい。

ここで、継続にマークした人の人数を、一般会員、中学生以下、高校生、大学生、その他学生・生徒の別に集計して、継続会員登録申込書(クラブ→協会) 総21C-2-1 の1. 登録申込集計表2. 登録料支払額のそれぞれの欄に記入し、さらに、「継続会員登録表」ページ上部の1回目の欄にその頁の登録者の総数(会員の区分を無視して数える)を記入して下さい。

B)「新規会員登録」は新規に会員登録する方と移籍入会の方(以前からSAJに登録していて、他のクラブから移籍してきた人)の登録です。SAJから配布されたA3版(3枚複写)の「会員(移籍入会を含む)登録表」(以下、新規会員登録表)を使用して登録してください。「新規会員登録表」は3枚複写になっておりますので、切り離して、一番上の1枚をSAJセットに、その次の1枚をSAKセットにそれぞれ添付してください。

登録区分欄の□新規、□移籍のどちらかを丸で囲ってください。

ここで、「新規会員登録表」に記載した人の数を、「一般会員」、大学生、その他学生・生徒、高校生、中学生以下の別に、また入会、移籍入会の別に集計して、新規会員登録申込書(クラブ→協会) 総21C-2-2の(1. 登録申込集計表)のそれぞれの欄に記入して下さい。

移籍入会の場合、SAJの会員番号は昨年の登録番号を□移籍の下のカッコ内に記入してください。

有資格者登録をしない場合は、「継続会員登録表」、「新規会員登録表」の「競技関係資格」以右の欄の□が塗りつぶされていないことを確認して下さい。間違っ塗りつぶされている場合、あるいは、昨年まで、有資格者登録をしていた人が今年から登録しない場合は、それぞれの欄の■に朱で×印をしてください。

※スキー・スノーボード準指受検願書、各種バッジテストの許可申請等がある場合は継続会員登録申込書の4-2に記入して下さい。

#### 【登録料一覧表】

登録料につきましては下記をご覧ください。なお、会員登録表中に記載されている登録料は、あくまでもSAJの目安で、各県連の事情に応じて、金額の変更ができることになっております。登録料一覧に記載されている金額は会員登録表中に記載されている登録料を含んでおります。(両方を加えるということではありません)また、協会毎に金額が異なる場合もあります。協会の規定を優先してください。

#### 1. 一般年次登録料

表中「クラブ」は該当1名につきクラブで支払う金額、「協会」は協会で支払う金額、「SAK」はSAKがSAJに支払う金額です。つまり、一般で言うと、一人につき、クラブが協会に¥2,000支払い、協会が¥1,600を県に支払い、県では¥1,200をSAJに支払うということです。

※中学生以下無料

	ク	ラ	ブ	協	会	S	A	K
一	般	2	0	0	0	1	6	0
高	校	生	5	0	0	4	0	0
大	学	生	2	0	0	1	6	0
そ	の	他	学	生	・	生	徒	2

## 2. SAJ有資格者年次登録料

	ク ラ ブ	協 会	S A K
競 技 指 導 員	1000	1000	800
T D	1000	1000	800
※ <sup>1</sup> 公 認 審 判 員	1000	1000	800
公 認 セ ッ タ ー ( A , B )	1000	1000	800
公 認 計 算 員	1000	1000	800
ス キ ー ( 準 ) 指 導 員 ( 功 労 指 ( 準 ) 導 員 含 )	5000	4800	800
検 定 員 ( A , B , C , 名 誉 含 )	1000	1000	800
公 認 パ ト ロ ー ル ( 功 労 、 ド ク タ ー 含 )	1000	1000	800
ス ノ ー ボ ー ド ( 準 ) 指 導 員	1000	1000	800
ク ロ カ ン 指 導 員	( ス キ ー 指 有 )	4000	0
	( ス キ ー 指 無 )	5000	800
ク ロ カ ン 検 定 員	1000	1000	800
SAJ 無 資 格 の ス ポ ー ツ 指 導 者	1000	1000	800

※<sup>1</sup>：旗門員・飛距離審判員登録料免除

## II. スキー・スノーボード・クロカン（準）指導員登録

### ◇継続

スキー指導員(正指)、スキー準指導員、スキー功労指導員(功労正指)、スキー功労準指導員、スノーボード正指、スノーボード準指、クロカン正指、クロカン準指が含まれます。登録料は一般スキー(準)指導員・スキー功労(準)指導員・スノーボード(準)指導員ともに5,000円です。ここには県で主催する研修会の受講費が含まれています。クロカン(準)指導員は1,000円です。スキー(準)指導員とスノーボード(準)指導員の両方の有資格者の場合はスノーボードのSAJ登録料が免除されますので、9,000円になります。黒く塗りつぶされている■がその人の持つ資格です。

辞退する場合はその■に赤でXを付けて下さい。この場合は有資格者辞退届(総21C-6)を提出して下さい。そのまま登録しようとする人(登録区分：継続)の人数を数えて、「継続会員登録申込書」総21C-2-1の「3. SAJ関係有資格者年次登録料等」の普及関係：スキー(準)指導員、スノーボード(準)指導員、クロカン指導員の欄にそれぞれ集計してください。スキー指導員に加えて他の指導員を持っている場合は登録料は1種類にのみかかります。(登録料の金額については登録料一覧2をご覧ください)つまり、同一カテゴリーの資格(会員登録表(A3版)の同一の枠組みの中に入っている資格)についてはいくつ持っていたとしても登録料は1つ分だけです。

**功労指導員の方で研修会受講されない方は研修会費用免除願いをご提出ください。**

### ◇新規

(準)指導員が移籍してきた場合は「新規会員登録表」で登録してください。「新規会員登録申込書」総21C-2-2の「3. SAJ関係有資格者年次登録料等」の普及関係：スキー(準)指導員、スノーボード(準)指導員、クロカン指導員の欄にそれぞれ集計してください。

登録料の例

『1. スキー指導員に加えてスノーボード(準)指導員を持っている方』

一般登録料2,000+スキー指導員登録料5,000※1+スノーボード(準)指導員登録料4,000(研修会受講費)=11,000

『2. スキー指導員を持っていないがスノーボード(準)指導員を持っている方』

一般登録料2,000+スノーボード(準)指導員登録料5,000※1=7,000 ※1:研修会受講費を含みます。 ※継続会員が資格を取得したときには「継続会員登録表」の該当する口にマークをしてください。(準)指導員が移籍してきた場合は「新規会員登録表」で登録してください。「新規会員登録申込書」総21C-2-2の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の普及関係:スキー(準)指導員、スノーボード(準)指導員、クロカン指導員の欄にそれぞれ集計してください。

### III. 競技関係有資格者登録[技術・運営指導員、TD、審判員、セッター、計算員(アルペン、クロカン、スノーボード)]

競技関係資格は次の5つのカテゴリーに分かれます。

カテゴリー	資 格
指導員	◇技術指導員◇運営指導員
TD	◇名誉◇FIS◇SAJ
審判資格	◇飛名誉◇飛型A◇飛型B◇飛型C◇飛FIS◇フリーA◇フリーB◇フリーC◇ボード◇旗門員◇飛距離審判員
セッター	◇A◇B
計算員	◇AL◇CC◇SB

#### ◇継続

※旗門員、飛距離審判員は審判資格に入りますが、年次登録料免除になっております。会員登録表に欄が設けてありますので、登録料は無料ですが、必ず、マークをして下さい。※CC 指導員、ボード指導員は教育関係の指導員に入ります。

なお、CC のレースの指導員(技術指導員・運営指導員)は競技関係指導員に入ります。「継続会員登録表」に黒く塗りつぶされている■がその人の持つ資格です。辞退する場合はその■に赤でXを付けて下さい。この場合は有資格者辞退届(総21C-6)を提出して下さい。そのまま登録しようとする人(登録区分:継続)の人数を数えて、「継続会員登録申込書」総21C-2-1の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の競技関係:競技指導員、TD、審判員、セッター、計算員の欄にそれぞれ集計してください。(登録料の金額については登録料一覧2をご覧ください)同一カテゴリー内の資格についてはいくつ保持していても登録料は1000円です。例えば、技術指導員と運営指導員の両方を持っていても登録料は1000円ですが、技術指導員とセッターAを持っている場合は2000円です。同一カテゴリー内で複数の資格をもつ場合は、どれか一つを有料分の欄に集計して残りは無料分の欄に集計して下さい。

#### ◇新規

競技有資格者が移籍してきた場合は「新規会員登録表」で登録してください。「新規会員登録申込書」総21C-2-2の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の競技関係:競技指導員、TD、審判員、セッター、計算員の欄にそれぞれ集計してください。

## IV.パトロールの登録

### ◇継続

このパトロールには功労パトロール、パトロール、ドクターパトロール(Dr.)を含みます。黒く塗りつぶされている■がその人の持つ資格です。辞退する場合はその■に赤でXを付けて下さい。この場合は有資格者辞退届（総21C-6）を提出して下さい。そのまま登録しようとする人(登録区分：継続)の人数を数えて、「継続会員登録申込書」総21C-2-1の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の普及関係：公認パトロールの欄に集計してください。

### ◇新規

パトロールが移籍してきた場合は「新規会員登録表」で登録してください。「新規会員登録申込書」総21C-2-2の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の普及関係：公認パトロールの欄に集計してください。

## V.検定員の登録

### ◇継続

ここで言う検定員にはスキー検定員の名誉検定員、A,B,C およびクロカン検定員が含まれます。登録料は1000円です。同一カテゴリ内の資格（会員登録表（A3版）の同一の枠組みの中に入っている資格）についてはいくつ保持していても登録料は1つ分だけです。黒く塗りつぶされている■がその人の持つ資格です。辞退する場合はその■に赤でXを付けて下さい。この場合は有資格者辞退届（総21C-6）を提出して下さい。そのまま登録しようとする人(登録区分：継続)の人数を数えて、「継続会員登録申込書」総21C-2-1の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の普及関係：各種検定員の欄に集計してください。

### ◇新規

検定員が移籍してきた場合は「新規会員登録表」で登録してください。「新規会員登録申込書」総21C-2-2の「3. SAJ 関係有資格者年次登録料等」の普及関係：各種検定員の欄に集計してください。

### **追加登録（各項共通）**

1. 通常の年次登録時に「保留」とした人の継続登録。

◇継続会員登録表の、その人が含まれるページをコピーして登録区分の「○継続」に改めてマークした後、氏名欄を赤で囲う。他のページはつけないで下さい。また、右肩のページ（例えば、1/3）は書き直したり、消したりせずに、そのままにしておいて下さい。SAJの入力担当者は、そのページを頼りに該当者を探します。さらに、そのページ上部の2回目以降の欄に回数ごとにその頁の登録者の総数を記入して下さい。

◇「継続会員登録申込書（クラブ→協会）」を作成する。

2. 通常の年次登録後に新たに会員となった人の登録。新規会員登録表【3枚複写】を使用して登録してください。「新規会員登録表」は3枚複写になっておりますので、切り離して、それぞれをSAJセット、SAKセット、協会セットに添付してください。

◇「新規会員登録申込書（クラブ→協会）」を作成する。

3. 通常の年次登録時に準じて、SAK セット、SAJ セット、協会セットを作成して、協会に提出してください。

### 【各協会での事務手続の要領】

#### 1. 通常の年次登録をする時

A) 「SAK セット」と「SAJ セット」を別々に束にして下さい。チェックのため「会員登録申込（クラブ→協会）」は必ず添付しておいてください。

B) 「会員登録申込書（クラブ→協会）」を継続・新規別々に協会単位で集計して、継続用と新規の「会員登録申込書（協会→県連）」総21C-3-1,2を作成し、さらに、継続分と新規分を足した登録料入金書（総21C-3-3）を作成して、この登録料入金書を元にしてSAKにお支払いください。「継続会員登録申込書（協会→県連）」（総21C-3-1）、「新規会員登録申込書（協会→県連）」（総21C-3-2）および登録料入金書（総21C-3-3）は一緒に綴じて、各クラブからのSAJ セット、SAK セットの束とは別にして、提出して下さい。

C) その他、準指検定願書、新所属団体届（総21C-4）、団体脱退届（総21C-5）、名称・代表者・連絡者等変更届（総21C-7）等、必要に応じて提出して下さい。（会員登録申込書を綴じたものに添付）

#### 2. 追加登録をする時

「1. 通常の年次登録をする時」に準じてSAJ セット、SAK セットを提出して下さい。登録料は通常の年次登録料と同じです。

追加登録は10月以降事務局にて随時受け付けます。但し、今年度の追加登録は来年5月20日着分までに限らせていただきます。 県連の会計年度、SAJの受付等を勘案した日程です。追加登録は原則として月末に1回まとめてSAJに送ります。（毎月20日までに提出して下さい。それ以降の提出は翌月扱いとなります。） 会員証の交付までには、SAJへの送付後、原則として約一ヶ月かかる予定です（県連に到着するまで）。

協会用登録料一覧

登録料種類	対象	金額
団体登録	1クラブにつき	¥10,000
新規所属団体	1クラブにつき	¥10,000
各種バジテストの許可申請		¥9,000
ジュニアテストの許可申請		¥3,000
スキー・スノーボード準指導員検定受検料		¥20,000

※新規所属団体は初年度¥20,000が必要です。

SAJでは、チームマイナス6%に賛同し、個人参加の確認をするようになりました。

登録用紙にチェックをする箇所がありますので、参加希望されない方はチェックをしてください。

無記入の方は自動的に参加するとみなされます。（費用負担はありません）